

開会 午前9時31分

○分科会長（倉部光世君） 改めまして、おはようございます。本日は本会議の後となりますけれども、一般会計の補正予算の審査のほうをお願いしたいと思います。

今回、初めて事前に皆さんの質疑をまとめるということもやらせていただきましたので、質疑のほうはさくさくと進めていただきまして、自由討議のほうでしっかりとご議論いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○書記（伊村智子君） ありがとうございます。それでは、ここから先の進行は分科会長、お願いいたします。

○分科会長（倉部光世君） ただいまから一般会計予算決算特別委員会教育福祉分科会を開会いたします。

これより議事に入ります。本委員会に付託されました議案第29号令和4年度菊川市一般会計補正予算（第3号）のうち、教育福祉分科会所管に係る項目を議題とします。

それでは、これより質疑を行います。部ごと順番に質疑を行います。質疑、答弁にあたっては必ず事前に挙手をし、指名を受けてから発言するようお願いいたします。質疑は、質疑通告一覧の順に質疑を行うようにし、まとめた質問については代表の委員が行うようお願いいたします。また、発言する際には、必ず冒頭で番号、役職名等を述べ、はっきりと大きな声で発言するようお願いいたします。限られた時間を有効に活用するため、議員個人の意見については、自由討議で述べていただき、簡潔明瞭な質疑・答弁にご協力をお願いいたします。本件につきましては、6月21日に開催予定の一般会計予算決算特別委員会にて採決を行います。

初めに、教育文化部の審査を行います。岡本教育文化部長、所管する課名等を述べてください。岡本教育文化部長。

○教育文化部長（岡本啓司君） 教育文化部です。よろしくお願いいたします。

今回の補正予算ですが、学校教育課及び社会教育課が該当となります。よろしくお願いいたします。

○分科会長（倉部光世君） ありがとうございます。

それでは質疑を行います。事前通知を提出された委員の質疑から行います。

出された委員は挙手の上、通告一覧順に質疑を行ってください。1ですけど3名いらっしゃいますが。14番 山下委員。

○14番（山下 修君） 14番 山下です。

10款2項2目の教育活動推進費、タブレットのページで14ページになりますけれども、学校教育課ということで授業目的公衆送信補償金に対する財政措置はいつから実施されているのか。また、財政措置はどのような形で講じられているのかということで、ちょっと調べますと2021年から財政措置がというような記述もあったもんですからどうなのかなということでご質問させていただきました。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。赤堀学校教育課長。

○学校教育課長（赤堀智生君） 学校教育課長です。よろしくお願いいたします。

山下議員、内田議員、鈴木議員の質問についてお答えさせていただきます。

本市において授業目的公衆送信補償金は地域の授業のため、財政措置は本年度からとなります。なお、財政措置は学校の管理運営に要する経費として地方交付税措置が講じられることになっております。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 関連してございますか。

14番 山下委員。

○14番（山下 修君） 14番 山下です。

21年度については財政措置されていなくて、というふうに考えてよろしいわけですか。それちょっと各家庭からいくらかお集めになってというようなこともあったんですけどそれは問題はないということでよろしいんですね。はい、分かりました。

○分科会長（倉部光世君） 15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。

交付税措置って非常に金額が難しい計算になるんですけど、この55万3,000円が満額きているような決算方式が示されているんですか。

○分科会長（倉部光世君） 赤堀学校教育課長。

○学校教育課長（赤堀智生君） ちゃんと小学生につきましては1人が120円で、そして中学生180円ということで一応その人数分が当たる金額にはなるんですが、一応国のほうから地方交付税ということで与えられたこの中からこれを支払いなさいという指示となっておりますので、一応そこで対応するような形となっております。

○分科会長（倉部光世君） 15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。

55万3,000円というのは今元々120円とお答えが……

○学校教育課長（赤堀智生君） 中学校は180円。

○15番（内田 隆君） 180円の人数分がこの55万3,000円になるということによろしいですか。はい。分かりました。

○分科会長（倉部光世君） よろしいですか。このほかございますか。今の関連で。今の質疑に対してですか。12番 鈴木委員。

○12番（鈴木直博君） 12番 鈴木です。

180円というのは先ほどの確認といたしますかあれですが、今までは徴収してなかったということですか。これから徴収しようとして参加したんだけど、国が負担するからあんた払わなくていいよというそういうことになったという。これっていうのは著作権のための使用料を180円ずつ集めて55万ですか。

○分科会長（倉部光世君） はっきり大きな声で言ってください。

○12番（鈴木直博君） もう一度、じゃあ。

○分科会長（倉部光世君） もう1回お願いします。

○12番（鈴木直博君） この55万3,000円というのは著作権の使用料として使用する人が著作権何とか団体っていうんですかね、そういうところに支払いをするという形になるんですか。そうしますと、すみませんね、教育関係で著作物を使用する場合は無料っていうふうになっていたんじゃないかと思うんですが、そうではないんですか。それが質問です。

○分科会長（倉部光世君） 赤堀学校教育課長。

○学校教育課長（赤堀智生君） 従来、教育機関の授業の過程における著作物の利用で対面授業のために複製することであるとか、対面授業で複製したものの同時中継、遠隔授業等に公衆送信することは無許可で、無承諾で可能ではあったんですが、その他の公衆送信は今回承諾が必要となったということになっております。これまで著作物など授業や行事によってオンライン配信をするに当たって外に流れてしまうものっていうものについて、本来1回1回その画像であるとか出版物であるとか音楽というものを関係機関に確認をして承諾許可を得て使用する必要があったんですが、今回この制度により、サートラスというところに市が一括をして支払いをすることで今まで1回1回承諾を得なければならないものについてそうした承諾の手続きをとっていたものが不要になったと。このサートラスというところに市が一括で払うことによってその年間には市長に対してはいろいろな許可等々の申請が必要なく使用できるよというような形になりました。この制度を使うことによって保護者からの二重取り

等々ならないようにということになっております。

○12番（鈴木直博君） ありがとうございます。

○分科会長（倉部光世君） よろしいですか。そのほかございませんか。

ないようでしたら、2番目に移ります。内田委員。15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番 内田です。

10款5項7目の文化会館管理費です。文化会館の管理金として46万1,000円が計上されていますが、この計算方式。それともう1回6月の議会ですので、その中に入っているのか分かりませんが、年間を見通しているのかどうかを確認したいと思います。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。濱野社会教育課長。

○社会教育課長（濱野和宏君） 社会教育課長です。

まず令和3年度分の指定管理については、コロナ関係の影響によりまして指定管理者の募集更新は難しいということで現在の指定管理者に指定管理期間を1年延長して契約をしているところです。令和3年度のアエルについては、コロナの影響によりまして施設の事業自粛や事業の中止、それから大ホールの調光装置の改修に伴う臨時休館などがありましたので、これまでの補正のたびに不可抗力による利用料の収入減ということでこの2部については発生していました。そのこの部分の収入減については、1つ上の19名から31年の3年平均の満たない部分として108万3,000円を計上しています。

このほかに今回電気、ガス、それから灯油といった燃料の経費の上昇分について46万1,000円ということで計上させていただいております。こちらについても平成29年から31年の3年平均の費用を出してその部分を超えた部分ということで令和3年の12月から令和4年の3月分までの差額を合計しまして46万1,000円ということで計上させていただきます。令和3年の今回の補正の額となっております。今後の見通しということですが、令和4年度については今のところ施設の利用の自粛や事業の中止といったことはないと考えますが、引き続き燃料費等の高騰、それから来場者がこれまでどおりに戻るかという部分については注視していきたいというふうに考えております。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。ほかにございますか。15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。

確認しますけど、そうすると、これ令和3年度分のお金だということですか。それって元々もう分かっていた分ではないかなと思うんですけどね。これが要するに清算をするもの

に近いようなものなんですけど、ほかにもこういうものが出てくるんですか。要するに12月から3月分、要するに前年度分のお金が新年度分の予算に繰り込まれてくるというのはこれからも出てくるんですか。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。濱野社会教育課長。

○社会教育課長（濱野和宏君） 社会教育課長です。

これまでの補正のたびにその都度、例えば9月補正は4月5月分、それから12月補正については6月から9月の実績に基づいて、3月補正については10月、11月ということで差額分を計算しまして実績から計算して負担金ということでこちらからお支払いをしていましたので、今回3年度の実績から出てきましたので、12月分から3月分までの実績から計算して今回の数字を算出していますので、前年度のものが今後出てくることはないと考えます。

○分科会長（倉部光世君） 15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。

アエルはこれで分かった。分かったって申しわけないけど。それで、ほかにもこういう、要するに類のものが清算方式で新年度予算に組み込むものが、とりあえずは教育福祉しかないもんで、そういうものの類のものがあるかどうか。そうすると、社会教育課長には無理だもんね、教育文化部長にいくしかないと思うんだけど。当然このお金って前年度分だと全然思っていなかったもんで、あくまでこの物価高の中で補正をかけてくるのか。だから、3月までの、要するに1年間分をやるのかなと思って見ていた部分がありますので。今言われたような説明であれば、清算方式なもんで。清算方式になるものが教育委員会の持っているものの中にほかにもあるんですか。

○分科会長（倉部光世君） 岡本教育文化部長。

○教育文化部長（岡本啓司君） 教育文化部長です。

今回の補正は、令和3年度分ということで清算になります。自分が今思うにはそういうものはほかにはあまりないのかなというふうに感じています。昨年度の今同時期の補正予算でも同様にアエルの補償につきましては、同じ時期、全く同じような算出方法でやらせていただいています。あとは、先ほど契約案件としてアエルの音響設備の契約のほうをご提案させていただきましたけど、あれにつきましては今来年ぐらいの工事を行うものですから、そこにもアエルの設備を1つ変える予定ではあります。その予算につきましては、ちょっとイレギュラーではないものですから、一応当初予算のほうには組み込ませていただいて、実際にある程度の予算ですので、精算的にどういう金額がはつきりするかもまだ分かりませんが、

そういう予算につきましては今当初予算のほうに組み込ませていただいていますので。前年度精算するというのはなかなかこういった特別なものしかないような気がしております。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。他に何かありますか。

○15番（内田 隆君） 分かりました。結構です。

○分科会長（倉部光世君） これについて関連がなければ、次3問目にいきたいと思いますが、どなたか。

では、東委員、お願いします。

○1番（東 和子君） 10款6項1目保健体育総務費、16ページです。1、スポーツ振興計画策定業務委託料626万4,000円の具体的な内容は。現時点での基本的な整備計画（長寿命化、建て替え）の可能性を探るための委託か。2、屋内スポーツ施設の現状の課題をどのように捉え、どのような方針を持って整備構想を策定委託をするのか。3、菊川市内3か所の屋内スポーツ施設の整備構想委託料は当初予算で計上できなかったか。

以上、3点をよろしく願いいたします。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。濱野社会教育課長。

○社会教育課長（濱野和宏君） 社会教育課長です。

まず、今回の委託の具体的な内容についてですが、堀之内体育館、総合体育館、小笠体育館の市立3体育館のあり方を検討するという事で、配置やこの整備方針を決定するために業務委託されます。それぞれの施設の利用状況を鑑み、必要なフロア規模やスポーツ施設を含め、建物の基本計画として構造計画、設備計画、改修計画、概算事業費の算出等を予定しています。

2つ目の現況の課題と整備構想の方針についてですが、それぞれの建築から相当の年数が経過していることから雨漏りや設備の不具合が生じているなど施設の老朽化が進み、安全面を含めた対応が課題となっています。

また、今後は人口減少による税収面の伸び悩みにより財政状況が厳しくなることが予想され、公共施設等の更新にかかる費用の確保が課題となっています。

菊川市公共施設等総合管理計画により、床面積など規模の最適化や長寿命化を検討していきますが、体育館の整備方針について近隣市においては冷暖房付きの屋内運動場等が増えていることから、防災機能の向上を含めて検討すると、この計画の中で位置づけているところでは。

3つ目の当初予算に計上できなかったのかについてですが、スポーツ振興基本計画の進捗管理として、スポーツ推進審議会を開催していますが、令和4年3月17日の第3回スポーツ振興審議会において、体育館は老朽化が進み雨漏りもある、次の計画には市立3体育館の改修について検討し計画に取り入れるよう、そういった意見も出されました。

前述のような課題があることや利用者からも改修を望む声が多くあり、早急な対応が必要であると判断したからです。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。質疑のある方いらっしゃいますか。

12番 鈴木委員。

○12番（鈴木直博君） 12番 鈴木です。

3つの体育館の整備計画というんでしょうか、その計画の中に、例えば小笠体育館と総合体育館、非常に近いところにあるものですから、そういうものを1つにまとめて新しく大きなものを作るとかっていうことも含めて、そういうような計画も考えていらっしゃるのかどうか。

○分科会長（倉部光世君） 濱野社会教育課長。

○社会教育課長（濱野和宏君） 社会教育課長です。

先ほど言いました菊川市の公共施設等総合管理計画ですけれども、同様の施設の床面積についてはこれ以上増やさないよというふうな方針がありますので、先ほど言った建物を検討する中で配置ですね、旧菊川地区郡には1つ。それから、小笠地区には2つあるわけですが、そういったところの位置とか、今議員がおっしゃられた近くに2つあるとかといったことも検討しながら、統合とか廃止とか、それから建物の更新、改修工事といったようなことで長寿命化を図る。そういったものを3体育館それぞれ検討して方針を出すというふうな内容になっております。

○分科会長（倉部光世君） そのほか。

2番 須藤委員。

○2番（須藤有紀君） 須藤です。

先ほどの次期計画で防災機能も計画に入れられるということをおっしゃられたかと思うんですけど、コロナワクチンの予防接種をしているときに車いすの方が総合体育館に行ったときに、ちょっと利用がしづらかったという声をつい最近聞きまして、こうした体育館のバリアフリー化については計画に検討されているかちょっとお伺いしたいと思います。

○分科会長（倉部光世君） 濱野社会教育課長。

○社会教育課長（濱野和宏君） それこそそういった設備の面で、今おっしゃられたバリアフリー化とかそのほか環境に配慮した例えば設備、そういったところも配慮しながら計画、構想のほうへ盛り込んでいくように考えています。

○分科会長（倉部光世君） そのほか再質問ございますか。

1番 東委員。

○1番（東 和子君） 1番 東です。

先ほど課長のほうからスポーツ審議会参加になるときに体育館老朽化で改修するという話を伺いましたけれども、具体的にこの3つの体育館、どれが対象になるのでしょうか。

○分科会長（倉部光世君） 濱野社会教育課長。

○社会教育課長（濱野和宏君） その委員会の中ではどこがということはおっしゃっていないんですけど、そういった建て替えとか改修とかっていうことを決めて早急に取り組んでもらいたいと今回、本年度スポーツ推進基本計画が策定の年になりますので、その中にある程度細かいところの方針を載せてもらいたいというような委員さんからの意見がありましたので、今回改めて構想を別で委託しまして、計画のほうにそれも含めていきたいというふうに考えてございます。

まだどこをどうするかというのは皆さんの意見を伺いながらというふうに考えております。以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。そのほか再質問ございますか。

5番 坪井委員。

○5番（坪井仲治君） 5番 坪井です。

スポーツ振興基本計画ですか、たるものの基本計画の中にこれらの3つの体育館なんですけど、市民総合と小笠は長寿命化、もしくは建て替えという選択肢があるんですけど、堀之内につきましては建て替えという選択肢で、複合化の検討とこれの中にあるんですけど、この基本路線は変わらないということでしょうか。

○分科会長（倉部光世君） 濱野社会教育課長。

○社会教育課長（濱野和宏君） 今議員がおっしゃられたように堀之内体育館が建築してから今年築47年になりまして、構造も鉄骨造ということになりますので、平成26年当時に簡易ではありますけど、耐震補強工事やっておりますけど、そこからもうおよそ10年とか持てばいい計画でしたので、基本的には堀之内体育館は建て替えというふうには考えています。小笠

体育館が1番新しいですけど、総合体育館についても41年ぐらい経過しております。向こうの建物は鉄骨鉄筋コンクリートという構造ですので、そこら辺も考慮すると改修して長寿命化とかいうふうなことが考えられると思いますけど、その辺りも審議会の中でご意見いただきながら方針を決めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 岡本教育文化部長。

○教育文化部長（岡本啓司君） 教育文化部長です。

堀之内体育館についてはだいぶ古いということで、少し長寿命化が少し難しい建物です。総合体育館と小笠体育館につきましては、さっき言ったように鉄筋コンクリートというんですが、そういうのが入っていますので長寿命化は可能ではないかというふうに思いますが、しかしながら、小笠体育館につきましては、小笠町時代に作った経緯というのが少しございまして、隣に岳洋中学校があつて、体育館が小さかったというようなそんな理由もあるようです。岳洋中学校の体育館につきましては、合併してから新築されまして状況が少し変わってきておりますので、小笠の2つの体育館につきましてはそのまま残すのかとか、そういった検討をこの中でしていきまして、市内3つの体育館を3つ残すのか、全部1つにするのかとかいろんな検討をして施設計画のほうもありますので、そういったところを加味しながら全体的に少し検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

16番 横山委員。

○16番（横山隆一君） 16番 横山ですが、まず確認をしますけれども、最後の質問の当初予算でこの600万が上がってこなかったことについてもう少し具体的に聞きたいというのと600万の算出、いわゆる金額の根拠ですかね、を聞かせていただけますか。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。濱野社会教育課長。

○社会教育課長（濱野和宏君） まず、費用の算出根拠については、ご意見等もいただきまして、その後業者のほうへ見積もり取りまして、その見積額等から設定した価格になっています。当初予算に含めなかったという部分についてですが、現状のスポーツ推進基本計画のほうにも10年計画で現行でも5年おきにその施設の方針計画については掲載しているんですが、計画書の中でも1ページぐらいに今後5年分しか掲載されていないものですから、そのぐらいの計画策定のときの考え方があったと思います。

ただ今回は直近ですと、もう現行の計画の中に堀之内体育館が建て替えというか改修していくようなことで検討するということが掲載されてはいるんですけど、そこをまだちょっと手を付けられずにいるような状況です。体育館を建て替えるに当たってもそこについては市内の3つの体育館、先ほど言った公共施設の管理計画に基づいて3つをどういうふうに配置するかというところの全体的な考え方をやはり決めないとなかなか堀之内体育館をどうするかというところも決まらないということで、市のほうも考えましたので、今回改めて計画に合わせてその部分を盛り込んでいきたいというふうに考えたところです。

○分科会長（倉部光世君） 16番 横山委員。

○16番（横山隆一君） 横山ですけど、これまで過去に公共施設のマネジメント計画、最初あって、その後議会でもいろいろやり取りする中で、もう少し具体的な管理計画を作らないといけないという話になって、個別計画を出されたんですね。個別計画というのは、今言うその3つの体育館は分かるんですが、その老朽化の状況は分かっているんですが、それらが策定をされたときの、個別計画との違いってというのは、今回のところ、どの部分が違うんでしょうか。個別計画では延命化であるとか、かなり具体的なこの施設において対処方法が書かれているわけですよね。それと現在、今の出されたものとの違いというのはどういったものですか。

○分科会長（倉部光世君） 岡本教育文化部長。

○教育文化部長（岡本啓司君） 議員おっしゃいます個別計画は、まず堀之内体育館については建て替えというふうに書いてあります。小笠体育館と市民総合体育館については、長寿命化（建て替え）というふうに書いてございます。これにつきましては、計画を作るときの段階で、市としてこういう方法がいいんじゃないかという中で記載をしてございます。しかしながら、このはっきりした答えといいますか、そういったものを審議会等にかけたものではございませんので、まだある程度市が考えているものだというふうに理解していただければと思います。

その中にも施設の更新を含め、市内屋内運動場のあり方を検討する中で配置整備計画を立てる必要がありますということも明記されておりますので、その部分を議員もおっしゃられたように今回補正予算でやっていきたいというふうに考えております。今の計画には堀之内体育館の整備計画、少し載っておりますけれども、堀之内体育館、1つだけ考えるというわけにいかないものですから、市内の3つの体育館をどうしようということを先行して検討して、その後結果が出ましたら堀之内体育館のほうを早急に進めていきたいという考えです。

実は、市民ですとかスポーツ団体のほうからもすごく掘体のほうの要望が出ておりまして、そこを早急に進めたいというのがありますので、まずは3体育館をどうしようということを検討して、個別になるかと思いますので、早急に進めていきたいというのが市の考えでございます。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 16番 横山委員。

○16番（横山隆一君） 16番ですが。簡単に申し上げます。

それぞれの体育館とか現状の中で長寿命化であったりとか建て替えであったりとか策定をするに当たって、最初に目的というものがはっきりしていないと、例えば600万の内訳を私が聞いたんですが、それがはっきりしていないとこの金額というのは出てこない。だから、どういう、その業者見積をするときにどういった見積もりを具体的にしたのかという点。それと、今言ったようにこのスポ振で協議をされてきた中で、これをじゃあ計画をしましょうといったときに、この時期に何で出てくるのかなと疑問なんですけど。これは今答えてくれましたけど、本来であればやっぱり当初で上がってくるべきものだと思いますからね。ちょっと最初の質問については、その辺はどうなんですかね。見積もりの主な目的というか、業者見積をするときの内容。

○分科会長（倉部光世君） 岡本教育文化部長。

○教育文化部長（岡本啓司君） 教育文化部長です。

見積もりをとった内容につきましては、今市の3つの体育館をそれぞれどうして配置、まず配置をどうしようというのを検討してくれという話です。それが決まりましたら、位置決めですね。もし堀之内体育館ですと、この位置がいいのとかある程度いくつか選定をして、いくつか案を作っていただいでどこがいいかっていうのを示してみたいというふうに思っています。大体位置決めができましたら次は規模ですね。どのくらいの、バレーコート二面でいいのか、どのくらいの規模でいいのかっていうのを算出したい。最後に、その規模でいきますとどのくらいの概算費用が必要だと。そこの経緯をやるとどのくらいになります、委託ですので、どのくらいかかるかっていう算出になっていますけど、そういったお願いをしてこのくらいになるっていうのが出てきたっていうことでございます。

以上です。

○16番（横山隆一君） 分かりました。

○分科会長（倉部光世君） 14番 山下委員。

○14番（山下 修君） 14番 山下です。

今の質問であれだったんだけど、堀之内体育館はやっぱり庁舎の脇で駐車場もいろいろ足りないとか何とかってということで、ぜひどうか新しいところへというような入れてもらいたいと思うのと、もう1点は市民総合体育館と小笠体育館というのは本当に浸水地域というか、非常に標高の低いところにあって、いざ何か災害とか避難とかそういったものを考えたときにそこ行けないじゃないかみたいなこういう問題も含みながら今あるわけで。そういったこともよりよい施設に、将来的なこと考えたらそういう検討もまた入れていただいたらと思います。

○分科会長（倉部光世君） 岡本教育文化部長。

○教育文化部長（岡本啓司君） 教育文化部長です。

堀之内体育館については、うちのスポーツ関係だけでなく、この庁舎としての駐車場の課題でありますとか、今選挙の会場で使っていたりとかいろんな用途がございますので、そういった関係機関とも少しお話を決めていきたいというふうに思います。小笠のほうは今浸水ということでお話がございますけれども、多分議会のほうにも市全体として治水プロジェクトの話はしているかと思っておりますので、治水についてはそちらでやる、体育館についてはこちらでやるというようなことで少し連携を取りながら進めていきたいなというふうに思います。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。

今この600万円のスケジュールが分からないんですけど、スポーツ振興計画は今年に作るんですよね。結局こういうものがベースに全部上がってきて、それに基づいて検討をしていくっていうと、例えばこれだけじゃないと思うんですけど、体育振興を導入導入するのかとか、施設を使って今言ったような防災の話とか健康長寿みたいな福祉の話とかいろんなベースがあって、施設が乗ると思うんですけど、今この時期にこういうものを出して1番もとになっているスポーツ振興計画、要するに今年作らなきゃいけない、10年間見た作らないいけないのが間に合うんですか。

○分科会長（倉部光世君） 濱野社会教育課長。

○社会教育課長（濱野和宏君） 社会教育課長です。

スポーツ振興計画については、6月に委託のほうを発注しました。この後にその業務の中

でスポーツに関するアンケート調査を実施していきますけど、そういったものを取りまとめながらおおよその案ができるのが年明け、1月とかぐらいになってしまうんですけど、そのくらいの期間をかけてワーキンググループ、それから検討審議会、3つの委員会のほうを諮りながら作成をしていく予定になっております。その中に今回の方針等、ご意見を伺いながら施設整備についても計画のほうを盛り込んでいけたらということを考えております。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。

卵が先か、鶏が先かみたいな理論になっていると思うんですけど、スポーツだけを取ってみたらこんなまちづくりをしたいという意見がある程度出されてきて、それに伴ってこういう施設が必要じゃないかというものが出てくる。その施設に対して施設計画をこれからどうするんだとか、そこで必ずかみ合っていく仕事になってくると思うんですよね。今みたいに並列しながら後ろのやつを待って突っ込んでいるとかっていうやり方っていうのは、僕はあんまり。でき上がったものというのがどうしても詰めたものでなくなる可能性があると思うんですけど。先ほど言ったように施設ですので、30年とかそういう長い期間で見るとはですね。そうすると、その施設をこれから何に使おうとするのか、どういうことをその施設によってまちづくりに生かしていこうとかっていう議論をしていくと、そのところってどうしてもいろんなところから意見を寄せ集まって初めて、振興計画だけなのか施設って決まってくると思うんですよね。そうすると何か1年間の間に全てのことを整備して突っ込もうという事態が非常に無理に近く聞こえるんですけど、そんなことはないんですか。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。岡本教育文化部長。

○教育文化部長（岡本啓司君） 教育文化部長です。

スケジュール的には、議員がおっしゃるように厳しいのは少し思いますけれども、本年度中にやる予定ではあります。いろんなところの今言ったように、健康ですとかいろんな部門も抱えているのは、まずは庁内の推進委員会というのがございますので、そこでいろいろ話し合いをしてまいります。その後は策定委員会という組織もございますので、そこでお話をする。最後に、スポーツ振興審議会、そういったところに諮問していく、ご意見をいただいて進めていくということになりますので。内部的ないろんな関係課が集まって庁内委員会を設置していますので、そういったところで早急に進めていければというふうに思います。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。

計画は計画であって、取りまとめて1冊の本にしたら10年間ずっと使うんですよね。ですから、やはり要は、作られたものがちゃんといろいろなものが積み上がった形にして、それが1つの本になっているという形を取ったときに、計画書を作るためにあまり年度に固執しちゃって、いろんな意見を集めた形のものにならないように、ぜひ。今回基礎的な部分が全く出てきていない話なので、その取りまとめが若干ずれているので、そのことによって菊川市がどうにかなるということじゃないと思いますので、そこはぜひ今回のものも含めて整理をして最終的には使える計画書にさせていただきたいと思いますけどね。要望です。

○分科会長（倉部光世君） そのほかよろしいですか。またちらっとアンケートという言葉が出たんですけど、やはりこれやっていただくときに1番大事なのは市民の声であって、その一部の市議とかそういう方たちだけではなくて、今使っている方の意見をしっかり把握していただかなきゃいけないんですけど、その辺のアンケートとかをしっかりとっていただく形になっているんでしょうか、今回の計画を立てるに当たって。外部の人が今情報あるだけで作られるんじゃないかと、やはり1番市民権入れてもらわないと立てた計画出して、また意見聞いてって時間が多分今回ないと思うんですけど、その辺いかがですか。

濱野社会教育課長。

○社会教育課長（濱野和宏君） 社会教育課長です。

それこそアンケートにつきましては、それぞれの年代とか地域で無作為で抽出させていただいて各年代とか固まらないような形で実施するようなことを考えています。そのほかにそれこそ指定管理者のほうで利用者の声を聞いてみますので、そういったところを含めながら利用者の声ということで取り込んでいきたいというふうに考えています。

○分科会長（倉部光世君） そのほか質疑ございますか。

12番 鈴木委員。

○12番（鈴木直博君） 12番です。

確認ですが、教えていただきたいんですが、避難所っていうそういうキーワードがさっき出てきたんですが、体育館を避難所として使用するという。菊川病院の近くにそういうものを体育館を作っておけば、体育館、スポーツ振興もそうですが……

○分科会長（倉部光世君） まずご意見は。

○12番（鈴木直博君） それから聞きますから。ご意見というか、要するに近いところに避

難所を兼ねた体育館を作った場合は、重症患者とかなんかをそこに配置といいますか呼んできて。医師も近いし、機材も近いわけですよね。ですから、そういうような体育館兼避難所みたいなものを作るというこれから質問です。意見といいますか、そういう意見を審議会とかなんかでは出てきたか、こなかったか。その辺を聞きたかった。

○分科会長（倉部光世君） 濱野社会教育課長。

○社会教育課長（濱野和宏君） 社会教育課長です。

スポーツ振興審議会の中では、そういったスポーツ以外の部分のことは特にご意見としては出てきていないんですけど、先ほど言った市の公共施設等総合管理計画の中では避難所というよりは防災機能の向上を含めて検討するというような形で記載されています。ですので、今でも死体安置所という形で災害のときには指定されていますけど、そういったところでスポーツ施設としては今以上に床面積は増やせないような計画ですけど、そういった場合にほかの施設と付けることでトータル的に公共施設の床面積が減少されるとか、そういった複合化という部分については検討していくというふうに考えています。まだ決まってははいないんですけど。

○12番（鈴木直博君） 分かりました。ぜひお願いします。

○社会教育課長（濱野和宏君） 目標というふうにはまだ決まってははいないんですけど。

○分科会長（倉部光世君） そのほかございますか。

[発言する者なし]

○分科会長（倉部光世君） よろしいでしょうか。

以上で、事前通知による質疑を終了します。関連はないかと思いますが、よろしいですか。
15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。

先に文化会館のところで、基本的にはコロナで引がかかった、ここには物価高騰じゃなくて、要するに燃料の高騰、電気ガスの高騰と書いてあるんですけど、実際は高騰してきたのはこのごろになってからなので、要するにコロナにかかったときに財源としてコロナの財源は使えなかったんですか。ここに特定財源なしですよね。お金にすると160万円ぐらいなものなんで大きくはないんですけど。財源とすれば僕はコロナ影響の話ならコロナの財源使えばいいんじゃないかなと思うんですけど、そういう議論はないんですか。

○分科会長（倉部光世君） 岡本教育文化部長。

○教育文化部長（岡本啓司君） 教育文化部長です。

まず、補填についてと物価というか燃料費の高騰と2種類あります。燃料費の高騰につきましては、今年地方創生の臨時交付金がきました。それにつきましては、本年度の事業になっているかと思えます。これは令和3年度の事業になりますので、少しその辺の議論はいたしましたけれども、最初にはできないだろうということでその部分については市の単独ということで、財政課のほうとも話をさせていただいてこういう結果になっております。

以上です。

○15番（内田 隆君） もう1点。

○分科会長（倉部光世君） 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番。

今言った利用収入の減収というのはここで載せてある108万3,000円。これは逆に言うとコロナだっていうふうに思うんですけども、これは財源にならなかったんですか。

○分科会長（倉部光世君） 岡本教育文化部長。

○教育文化部長（岡本啓司君） 確か令和2年度に少し休館をしたときがございまして、そういったところについては多分交付金のほうで対応してきたと思えます。その後、何回かこういう補正をさせていただいておりますけれども、その都度財政部局とも話をさせていただく中で、その分は交付金の対象にならないということで、単独事業として今まで実施してきた経緯がございまして。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。

○15番（内田 隆君） いいです。こっちはあ分からない。

○分科会長（倉部光世君） そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（倉部光世君） ないようでしたら以上で教育文化部の審査を終了します。ありがとうございました。

ここで、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時25分

○分科会長（倉部光世君） 続いて、健康福祉部の審査を行います。

諏訪部健康福祉部長、所管する課名等を述べてください。諏訪部健康福祉部長。

○健康福祉部長（諏訪部晴美君） 健康福祉部長です。

健康福祉部の所管ですが、本日は福祉課、健康づくり課となります。よろしくお願ひします。出席者は吉川福祉課長、それから健康づくり課が山内課長となります。よろしくお願ひいたします。

○分科会長（倉部光世君） ありがとうございます。それでは質疑を行います、事前通知を提出された委員の質疑から行いたいと思います。5番 坪井委員。

○5番（坪井仲治君） 5番 坪井です。よろしくお願ひします。

3款1項1目です。社会福祉総務費ということで、タブレットで3ページになります。担当課は福祉課です。①からです。調査対象81世帯の選考基準及び調査方法は、②統計調査員となる対象者、選定基準、報償費について説明を。③家庭の生活実態及び生活意識に関する調査の結果はどのように活用され、公表はいつになるのか。以上です。よろしくお願ひします。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。吉川福祉課長。

○福祉課長（吉川淳子君） 福祉課長です。

1つ目の調査対象81世帯の選定についてですが、これは厚生労働省が無作為に国勢調査の調査区により選定、指定したものとなっております。また、調査方法につきましては、国民生活基礎調査の所得票に関し、先日、6月1日付で処理基準が通知されてきましたが、所得票を調査員が未調査世帯に配付をしまして、被調査者が記入したものを、当日、調査員が回収するとされております。なお、新型コロナウイルス感染症の状況における特例として、訪問回数は3回を目安として、それ以上の場合は郵送にて調査票を回収することができると言われていました。詳細については、近日中に手引等が配付される予定で、動画配信による説明会が開催されるとのことでした。

2つ目の統計調査員となる対象者、選考基準についてですが、複数で構成される国民生活基礎調査というものの中でも、ベースとなる世帯票と健康票、介護票というものがありますが、こちらの調査は、この地域だと西部保健所が行います。県は国から取扱い指針を示されている統計調査に係る統計調査員の選考及び配置についてという取扱い基準があるわけなのですが、それに基づき、統計調査員を任命しておりますので、市で行う所得票の調査につきましても、同じ方の任命を考えております。

なお、報償費につきましては、先ほども申し上げたとおり、詳細がまだ示されておりませ

るので、今のところは県の実施するベースの調査の単価を使いまして、2種類の調査分として計上しております。

3つ目の家庭の生活実態及び生活意識に関する調査結果の活用ですが、この調査も国の基本となる国民生活基礎調査の派生の調査として行うわけなのですが、そちらの利活用の事例として示されているものとしては、生活保護制度に係る施策の基礎資料、そして社会保障審議会生活保護基準分会の資料として上げられております。公表についてですが、既に公表されている事例、最新の令和元年度の調査につきましては、令和2年7月31日に厚生労働省のホームページに公表されておりますので、今現在では、今回の調査の公表時期については示されておきませんが、この1年ぐらいの間に公表されるものと考えております。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番 坪井委員。

○5番（坪井仲治君） 5番 坪井です。これは81世帯対象なのですが、回収はどのくらいを見込んでおりますか。

○福祉課長（吉川淳子君） 基準日が7月14日となっておりますが、6月の中旬に国の説明会というか動画配信がされそうなので、そこで明らかになってくると思いますが、6月の下旬から基準日が7月14日になっておりますので、その後までかかってくるのではないかと思います。

○分科会長（倉部光世君） どのくらいを回収できますかという……。

○5番（坪井仲治君） 回収率です。

○福祉課長（吉川淳子君） 回収率ですね。間違いまして申し訳ございません。回収率はまだ説明会も終わっていないので、どういうふうに回収というのは分かりませんが、なるべく全件回収ということのことだと思っております。回収に伺って、お会いできないという方であれば、郵送でお願いしますということをお願いをするという内容になっておりますので、回収率は普通のものよりは高くなっていくのかなと。アンケート的にお願いするものよりは高くなっていくのかなとは考えますが、パーセンテージも前回の資料も残っておりませんでしたので、申し訳ございません。

○分科会長（倉部光世君） そのほか再質疑はございますか。

[発言する者なし]

○分科会長（倉部光世君） ないようでしたら、2番目を東委員、お願いします。

○1番（東 和子君） 1番 東です。

3款3項1目生活保護総務費、説明書3ページです。1、調査対象2世帯の選考基準は。2、社会保障生計調査、家計簿調査であるが、1年間にわたって対象家庭の方が家計簿に記録するか。調査対象の2世帯から完全なデータ収集は可能と考えるか。工夫していることはあるか。また、過去に当事業の実績があるか、質問いたします。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。吉川福祉課長。

○福祉課長（吉川淳子君） 福祉課長です。

1つ目の調査世帯の選考基準ですが、生活保護の被保護者世帯のうち、生活補助を受けており、世帯分離をしておらず、世帯人数が6人未満の世帯で、農業や漁業など事業を営む世帯ではなく、また保護施設などの集団的共同生活を営む世帯ではない単身世帯が1世帯、そして2人以上の世帯が1世帯との依頼を受けております。

2つ目の調査世帯2世帯からの完全なデータ収集は可能と考えるかについてですが、菊川市では被保護者世帯へ日ごろから家計簿の記入を推奨しております。毎月の月初めには前月分の収入、そして生活状況を伺ったり、支出の状況などを確認させていただいております。その中で常に家計簿の記入を行っている方、世帯に対して今回の調査をお願いしております。そのことから、記入には問題がないかと考えております。

なお、今回の調査に関する工夫というものは特にはないわけですが、常には家計簿の記入が難しいという方も中にはおられますので、レシートを取っておくように依頼するなど、平時から被保護者世帯の方へは家計の管理についてお願いをしているところでございます。

また、菊川市での当事業の実績につきましては、当課で保存する文書のほうを当たりましたが、記録は残っておりませんでした。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。1番 東委員。

○1番（東 和子君） 今、菊川市では家計簿を記入とか、収入の状態、過去、今まで作っているということなんです。具体的に対象としている方は何人くらいいるか分かりますか。

○分科会長（倉部光世君） 吉川福祉課長。

○福祉課長（吉川淳子君） 福祉課長です。

家計簿の記入をお願いしているというか、この調査自体が被保護者世帯をお願いしているので、被保護者の生活保護を受給されている世帯の方に関しては、家計の管理が難しくて生活困窮に陥るといった状況が主なものになっておりますので、そういったことでお願いしているのは全世帯にお願いはしております。ただ、中には、どうしても病気をお持ちの方もいら

っしゃるので、そういったことが難しい場合もございます。そういった場合には、例えば社会福祉協議会が行う日常生活の支援で家計管理をしているものもありますので、そちらの支援のご利用をお願いしたりというような努力はしております。それでもなかなか難しい方も、その事業に取り組むのを拒否なさる方もいらっしゃいますし、全部を全てというわけにはいかない場合もございますので、その場合にはレシート、そして通帳類もお見せいただきまして、その月の生活状況、これはお酒が多くないかというようなお話とかをさせていただきながら、管理のほうはしております。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。よろしいでしょうか。そのほか再質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（倉部光世君） 以上で2番目の質疑を終わります。

3番目、山下委員お願いします。14番 山下委員。

○14番（山下 修君） 14番 山下です。

4款1項3目新型コロナウイルスワクチン予防接種費、タブレットの4ページですけれども、1番目が4回目接種の予定人数、期間、3回目接種との間違い防止対策は。2番、一般財源198万1,000円の充当先はどこか。3番、接種対象で、これまでの感染による重症化を引き起こした疾病、基礎疾患の現状と対象者への周知はされているのかということをお願いいたします。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。山内健康づくり課長。

○健康づくり課長（山内孝夫君） 健康づくり課長でございます。

1つ目の4回目接種の予定人数、期間、3回目接種との間違い防止対策はについてですが、まず今回の4回目接種は、3回目接種までとは位置づけ、目的が異なっており、3回目接種までは感染拡大防止、感染症の蔓延防止となっておりますが、4回目接種につきましては、重症化予防が目的となっております。また、対象者も3回目接種完了後、5か月以上経過した方で、4回目接種を希望される60歳以上の方、また18歳以上59歳以下で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方となっております。

さて、4回目接種の予定人数についてですが、転入や転出、死亡、また59歳の方で3回目接種から5か月経過し、接種期間中に60歳を迎える方など、接種対象者は日々変化いたします。その中での対象者といたしましては、最初の接種券作成時点で3回目接種から5か月以

上経過した60歳以上の方、それから1、2回目接種の際に基礎疾患で優先接種を希望された方、それとプラスアルファとして、重症化リスクが高いと医師が判断された方を見込み、約1万7,000人を対象者としております。

また、接種期間につきましては、現在の国の説明では9月30日、金曜日までとなっております。

間違い防止につきましては、現在も行っておりますが、まず使用するワクチンの間違い防止対策といたしまして、ワクチンにより使用する曜日及び時間を分けて実施しています。また、会場内に当日使用するワクチン名を表示しています。次に、接種回数間違い防止対策といたしましては、接種回数によって受付時のクリアファイルの色を変えております。受付時に口頭で接種回数を一人一人確認するなどして間違いが発生しないように取り組んでおります。

2つ目の一般財源198万1,000円の充当先はについてですが、1つは12節委託料の被接種者移動支援委託料85万3,000円で、被接種者移動支援は補助対象外となるため、一般財源をもって対応するものです。

続いて、13節使用料及び賃借料79万9,000円で、今回、集団接種会場が市の総合体育館から中央公民館になることから、体育協会が所管する施設から市が所管する施設になるため、同じく補助対象外となります。

それと22節償還金利子及び割引料32万7,000円で、令和2年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の返還金になります。これは令和3年度の当初に提出した実績報告を基に、令和4年3月31日付で補助金の額が確定したことにより、今回、超過交付分を返却するものです。返還金の主な内容は、年度末に確定する手当やコールセンターの委託料などになります。

3つ目の、接種対象で、これまでの感染による重症化を引き起こした疾病、基礎疾患の現状と対象者への周知はされているのかについてですが、感染者の情報などは市町には連絡がありませんので、接種対象者でこれまでの感染による重症化を引き起こした疾病、基礎疾患の現状につきましては把握できておりません。しかし、重症化のリスクのある方は、今回の4回目接種で国が示している高齢者や基礎疾患と認識しております。対象者は把握できませんので、市のホームページで国や県などの情報にリンクを貼り、周知を図っているところでございます。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番 山下委員。

○14番（山下 修君） 14番です。

この間、お話をしていたら、ワクチンを接種しない人がコロナにかかって、後遺症が結構出たと。そういう情報みたいなものは健康づくりのほうでは情報が入ってきているのかどうなのかということなんですけれども。それが分かれば、コロナの接種の勧奨にもつながると思うんですけども、どうでしょうか。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。山内健康づくり課長。

○健康づくり課長（山内孝夫君） 健康づくり課長でございます。

今、委員がおっしゃられた、ワクチンの接種をしていなくて重症化された方というのは、先ほども申し上げましたが、感染された方の情報が全然我々のところには来ないので、ちょっと分かりかねます。

○健康福祉部長（諏訪部晴美君） 補足で。

○分科会長（倉部光世君） 諏訪部健康福祉部長。

○健康福祉部長（諏訪部晴美君） 健康福祉部長です。

今、お答えしたように、市のほうへは感染者情報の詳しいものが入ってきておりませんが、県で発信している情報を見ますと、感染した方でワクチンを1回だけ打った方とか、3回打ったとかというのを、時々、統計の情報で出しておりますので、すみません、最新情報は確認しておりませんが、県ではワクチン接種したか、しないかは、最低限確認をしているような、これまでの情報が出ていましたので。それが重症化したかどうかは分かりませんが、ワクチン接種回数と感染の状況については、時々、情報がこれまでは発信をされておりました。

以上です。

○14番（山下 修君） 個人情報はどうでもいいんですけども、総体の情報というのが県の段階とか国の段階で、ある程度発表されると、今後の参考になるのかなと思いますので、また、そういうのがあったら教えてください。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） ご意見ということで。そのほか再質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（倉部光世君） ないようでしたら3番目の質疑は終了いたします。

次、4番。山下委員、私、須藤委員からなので、須藤委員お願いできますでしょうか。

2番 須藤委員。

○2番（須藤有紀君） 2番 須藤です。

4款1項6目健康増進事業費についてお伺いいたします。タブレットページは7ページになります。1、食糧支援の今までの実績は。また、どんなふうに関後の見込みを立てたのかについてお伺いいたします。2、食糧支援セット等とあるが、食糧支援セット以外のものは何か。どのような支援をしているのか、お伺いしたいと思います。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。山内健康づくり課長。

○健康づくり課長（山内孝夫君） 健康づくり課長でございます。

それでは1つ目の食糧支援の今までの実績はについてですが、昨年度の事業開始から本年度の5月末までの累計で311世帯に502人分の食糧支援を、56世帯にパルスオキシメーターの貸出しを行いました。そのうち本年度分につきましては、82世帯に133人分の食糧支援、16世帯にパルスオキシメーターの貸出しを行って、自宅療養者を支援いたしました。

また、どのように関後の見込みを立てたのかにつきましては、昨年度、この事業を再開した1月中旬から4月末までの実績、食糧支援409人、パルスオキシメーター40世帯を基に、食糧支援につきましては月100セットを、パルスオキシメーターにつきましては月15世帯分の返送費用を見込み、7月から9月分の3か月分を予算計上いたしました。

2つ目の食糧支援セット等とあるが、食糧支援セット以外のものは何か。どのような支援をしているのかにつきましては、この事業は新型コロナウイルスに感染して、ご自宅で療養されている市民の方に対して自宅療養生活の不安を少しでも軽減し、安全安心な療養生活を過ごしていただくために、3日分程度の食料品とティーバック、または時期によりお茶のペットボトル、それと希望する世帯にはパルスオキシメーターを職員がご自宅にお届けし、自宅療養者を支援するというものになります。

食糧支援セット以外のものとしたしましては、ティーバッグを世帯に1つ、または時期によりお茶のペットボトル、それと希望者にはパルスオキシメーターの貸出しを行って、自宅療養者の支援を行っております。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（倉部光世君） では事前による質疑を終了いたします。そのほか全体で質疑のある方がいらっしゃればお願いします。

[発言する者なし]

○分科会長（倉部光世君） ないようですので、以上で健康福祉部の審査を終了します。ありがとうございました。

ここで職員の入替えを行います。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時52分

○分科会長（倉部光世君） では、続いて生活環境部の審査を行います。

鈴木生活環境部長、所管する課名等を述べてください。鈴木生活環境部長。

○生活環境部長（鈴木和則君） 生活環境部長です。

生活環境部の補正予算の所管は環境推進課になります。よろしくお願いたします。

○分科会長（倉部光世君） ありがとうございます。それでは質疑を行います。事前通知を出された委員からお願いしますということで、2番 須藤委員お願いします。

○2番（須藤有紀君） 2番 須藤です。4款2項2目公用車管理費、保全センター分についてお伺いたします。タブレットページは8ページになります。

故障したバックホウの使用年数は。またバックホウのレンタル料はいつからいつまでか。

今後、購入予定はあるのかについてお伺いたします。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。戸塚環境推進課長。

○環境推進課長（戸塚直見君） 環境推進課長でございます。

まず、バックホウの使用年数ですが、平成19年に新車として購入いたしまして、15年間使用していました。今回の補正で7月から3月までの約9か月間をレンタルする予定であります。今後の予定ですが、令和5年度当初予算編成までに購入、レンタルもしくは業務委託の3つのうちの選択をしていきたいと考えております。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

[発言する者なし]

○分科会長（倉部光世君） よろしいですか。ほかの方から質疑ございますか。16番 横山委員。

○16番（横山隆一君） 今の答弁で、公用車の購入における指針というか、今、答弁があつ

たので気になったんだけど、これは指針が出されていて、リース契約を重点的に進めるという話があったかに覚えているのですが、そんなことはなかったですか。公用車全体の中で。

○分科会長（倉部光世君） 戸塚環境推進課長。

○環境推進課長（戸塚直見君） レンタルというのが、これは公用車といえどもバックホウという特殊なものになりますので、うちのほうで答えさせてもらった購入、レンタル、業務委託というのは、結局、免許を持った人がいるか、いないかとか、それがずっとおられるのかとか、そういう格好があるので。それともう一つは、確かに周りの近隣の市町村、特に掛川市なんかは全て購入していて、基本的には10年で物を変えている。なぜかという、ああいうところは腐食が激しいということで10年で交換している。うちの場合は、ずっと人がいるのか、いないのかという、その辺の、まず免許を持っている人の問題と、委託で土建屋さんでずっと来てもらうほうが、安いとか高いというよりは安定的なのか。でも、災害があったときには、1台ぐらいあった方がいいのかという、その辺の検討を少しさせていただいて、購入かレンタルかという方法と、あとは業務委託という手法を出していこうと考えております。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。よろしいですか。そのほか質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（倉部光世君） では、ないようですので、事前通知による質疑を終了しますが、そのほかもないかと思いますがよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（倉部光世君） では以上で終了いたします。ありがとうございました。

では職員の入替えをお願いします。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時59分

○分科会長（倉部光世君） それでは、続きまして、こども未来部の審査を行います。

竹田こども未来部長、所管する課名等を述べてください。竹田こども未来部長。

○こども未来部長（竹田安寛君） こども未来部長です。

本日審議いただく課は、こども政策課となります。

審査に先立ちまして、1点、ご報告をさせていただきたいと思います。

5月30日に開催をされました、2号補正の関係ですけれども、低所得者の子育て世帯の生活支援特別給付金の審議に際しまして、松本議長のほうから、「生活保護世帯の収入としてみなされるか」それから「生活保護世帯の額に影響があるか」というご質問をいただいたときに、基本的にはかからないと思いますが、内容等を確認するということでお答えをさせていただきました。

国からの要綱に基づきます例が示されましたので、この場を借りてご報告をさせていただきます。

本給付金につきましては、所得税法上の非課税所得に該当しますので、課税の対象とはされません。また、生活保護を受けている方であっても収入としては認定をしないという扱いということを確認させていただいております。

ご質問いただいた松本議長のほうにもご承知いただいておりますので、ご報告をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○分科会長（倉部光世君） どうもありがとうございました。

では、質疑のほうに入りたいと思います。

事前質疑を提出された委員からお願いいたします。

大勢いらっしゃるので、どなたか代表でお願いします。

須藤委員、須藤委員、お願いします。

○2番（須藤有紀君） 2番 須藤です。

3款2項1目保育事業費、家庭福祉員について伺います。

タブレットページ、4ページになります。

1、リフレッシュ・一時保育事業の変更内容と財源の移動内容、また、利用件数の予想について伺います。

2、専任職員の配置基準の緩和と経費支援の各園の変更点の詳細の内容は、また、各園への経費支援額と経費支援の内容は11園で実施とうたってきていることに変更はないか。

以上2点、お伺いいたします。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。西川こども政策課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長でございます。

初めに、質疑事前通知により、ご質問いただいた質問に回答させていただきます。

最初に、リフレッシュ・一時保育事業の変更内容と財源の移動内容、また、利用件数の予想については、リフレッシュ・一時保育事業の変更内容につきましては、事業を実施するに当たり、当初予算をお認めいただいた後、各園に説明したところ、新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い利用者が激減する中、実施要件である専任職員配置による経費負担が大きく、支援が必要との要望を受け、対策を講じたものです。

主な変更点は専任職員の配置基準の緩和と配置職員経費の支援の2点となります。

この変更により、従来は専任職員を一人工配置することを要件に事業を委託しておりましたが、半日単位など、園の実情に応じて方法を委託する内容——すみません。専任職員を一人工配置することを要件に事業を委託しておりましたが、半日単位など各園の実情において方法を委託することにしました。なりました。

利用件数の見込みについてですが、当初予算は、4時間未満の利用を500件、4時間以上の利用を500件の合計1,000件と利用見込みを行い、予算計上をしまりました。

本補正予算の計上では、令和3年度の実績が確定したことから、4時間未満利用を700件、4時間以上利用を300件の合計1,000件に変更して予算計上を行っております。

財源の移動につきましては、利用見込み件数の変更により、利用者負担額が22万の減額し、配置職員経費所要額として、国・県の支出をそれぞれ60万4,000円増額しております。

次に、専任職員の配置基準の緩和と経費支援の各園の変更点の詳細については、専任職員の配置基準の緩和が、従来は一人工の専任職員を配置する必要がありましたが、最低4時間の受入れを確保できる体制を事業実施の最低条件とし、0.5人工までの専任職員の配置緩和をしております。

配置職員経費の支援は、専任一人工を配置し、専任職員が配置された日は全ての受入れに対応できる体制が整えられる園につきましては、国基準と実際に要した経費、賃金等を比較して、低い額を上限として委託契約を行うものであります。

各園の経費支援額と経費支援の内容は11園で実施とうたっていることに変更はないかにつきまして、本年度の事業実施に向けて、9月9日に私立園9園に対して、事業実施の意向調査を実施いたしました。全園からいずれかの事業で実施を行う旨の回答を得ており、今年度は、公立園2園、私立園9園の計11園で事業実施してまいります。

私立園ごとの委託契約の内容でございますが、専任一人工を配置した実施予定の園は菊川保育園と愛育保育園の2園で、令和3年度の国基準の300人未満の267万6,000円の12分の9を乗じた金額を当初契約額として予算計上しております。

他の園につきましては、一人工の専任職員の配置は難しいが、地域の人、園に通われている保護者のために預かりを行いたいとの要望もありますので、緩和型の事業方式で委託契約し、今までと同額の単価契約としたいと考えております。

以上が事前による通告によるご質問の答弁とさせていただきます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。

現状が分かってなくて、今回どうなったか、それもよく分かってないので、あれですけど、もともと事業をやるときに、国・県・市町村で、3分の1ずつという財源みたいなもので、それでいいわけですよ。負担がそれぞれ、60万4,000円とがあって、単費が60万6,000円の補正かけてあるので、3分の1ずつですけど、この数字は3分の1ずつの負担金でよろしいですか。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。西川こども政策課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） 国・県の補助を受けるためには専任の職員を置かなければいけないというルールがあります。当初、この補正予算を計上させていただいたときには、そういう専任の職員を0.5人必ず置けるんじゃないかということで、園のほうから、初めはそういうような回答をいただいておりますけども、専任の職員はやはり置けないということであったものですから、これは、国と県の補助の対象にはならないので、三分の一ずつの補助は頂けません。しかしながら、先ほど申しましたけども、園では置けないけれども、地域の方の一時保育を預かりたいということがありましたので、ここは申し訳ないですけども、実施日数を制限させていただきまして、市単で行いたいと考えております。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。

もともとの500件の4時間未満が、4時間以上が500件かな。未満500件かな。4時間以上が500件で、5時間未満が500件で、5時間未満が700件と4時間以上が300件に分けたという計算を起こしてあるという説明でしたよね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○15番（内田 隆君） だけど、実際、4時間未満の500件を700件にしたところが補助対象から外れてくるというふうに理解をするんですけど、そうすると、もっと単費が増えてくるんじゃないかなと思うんですけど、そこは違うんですか。

○分科会長（倉部光世君） 西川こども政策課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長でございます。

先ほど言ったのは、専任の保育士が置けない場合は単費でございます。先ほど言った菊川保育園と愛育保育園、こちらの場合は専任の保育士を置いていただいて、置いたときには必ず受けていただく。ですので、リフレッシュ・一時保育をできるだけ、そこで受けていただく。そういう場合には、国と県の補助の対象になりますので、3分の1、3分の1をもらう形になるので、そういうような計算になっております。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。

専任の保育士を、要するに700件このたび、補助対象外が700件に出てくるんじゃないかなと思うんですけど、そうすると、そうじゃないのかな。じゃあ、逆に、専任の保育士を置いている菊川保育園と愛育保育園で、この700件と300件をどういうふうに割り振ったんですか。だって、補正で今度、4時間未満が700件で4時間以上が300って新しい数字が出てくるわけですよ。そうすると、専任の保育園を置いて補助金をもらえるところが愛育と菊川保育園だもんで、この700件と300件の中に菊川保育園と愛育保育園の数というのは出てくる。それ以外は、あとの9園で賄うということでしょう。そうじゃないか。

〔「そうです」と呼ぶ者あり〕

○15番（内田 隆君） そうだよ。だもんで、700件の中に、700件と300件の中にそれぞれ菊川と愛育の専任の保育園における人数が多分あると思うんです。それから外れた人数の分が今言った、あと9園で賄う人数だというふうに理解するんですけど、そうじゃないんですか。

○分科会長（倉部光世君） 西川こども政策課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長でございます。

その300件と一応めどにしております。ですので、必ず300件受けるというわけではないので、その人夫、人件費……。

○15番（内田 隆君） 15番です。

○分科会長（倉部光世君） 15番。

○15番（内田 隆君） とりあえず、予算だもんで、その数字にならない、それは見込みだもんで、そのことは分かっているんですよ。ですから、一応、菊川保育園と愛育保育園の分

が引けた分に、その分が700件と500件の中で賄ってくれる分もあるわけですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○15番（内田 隆君）そこは専任でやるもの。あと、ちょっと専任のところは、また利用者補助金というのが、また、つけているわけ。専任が置いてあって、また10人来れば、10人を加算する。そうじゃなくて、260何万の中で全部賄うんでしょう。

〔「そうです、はい」と呼ぶ者あり〕

○15番（内田 隆君）そうすると、あと残ったところが、残ったところの人数が1時間当たり幾らか何か知らないけど、人数で言うんなら、1人当たり幾らかずつが、9園へまわっていくんじゃないかなと思うんです。ですから、今、専任でやってくれるところで何人、今、計算がされているのかということを知りたいんです。

○分科会長（倉部光世君）西川こども政策課長。

○こども政策課長（西川多摩美君）専任の園で300件用意しています。300件、300件。

○15番（内田 隆君）ちょっと、300件と300件。4時間以上が300件と700件のうちの300件が専任で受けているということでもいいのかな。

○分科会長（倉部光世君）半日も1日も。

○こども政策課長（西川多摩美君）そうです、はい。

○分科会長（倉部光世君）どっちか分かんないんですけどということじゃないですか。
15番。

○15番（内田 隆君）15番です。

ちょっと、今、300件って出てきたもんで、700件のうち400件を残りの9事業所で扱っている、扱うということでもいいわけですね。今さっきは4時間未満が700件とそれと4時間以上が300件という話をされたもんで、そういう説明があったと思うんです。ですから、そのうちの、じゃあ、専任でやっている愛育と菊川保育園で、4時間以上が300件そのまま全部受けてくれる。もう片っぽも300件と言われたもんで、ですから、残り400件ですよ。700件のうち300件引けば400件。400件を11、さっき、全部で11あったうちの2園抜くもんで9園出てくるわけですね。ですから、9園で400件を賄っていくということによろしいですかということを知っています。

○分科会長（倉部光世君）西川こども政策課長。

○こども政策課長（西川多摩美君）300件には、おおぞらも入っています。おおぞらはこちらの予算に入っていませんけど、経費のほうは入っているんで、1,000件のうちの300、300、

300。おおぞらもはじめにやっているの、300件を超すかもしれないですけども、そういうような計算をして、今、他の7園につきましては、基本お受けすることができないというのが前提でありますので、ここは、300件とか受けるということは考えておりません。

○分科会長（倉部光世君） 15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。

予算の中、説明する部分と実態の部分と違うって、今、おおぞらの話は、予算の中では説明しなくてもいいって話やんね。予算は要するに公共でやっているもので、お金のやり取りするところじゃないでしょう。おおぞらは。

○分科会長（倉部光世君） こことは違う。

○15番（内田 隆君） この補助金で260万とか、もらうとか、そういう話じゃない。今、予算審議されているもので、予算審議上、それじゃね、今言ったように、700件と300件は、この予算の中で合っているんですか。そうじゃなくて……。

○分科会長（倉部光世君） おおぞらを抜いた数を言っていたらいいんじゃない。

○15番（内田 隆君） そうそうそういうことで、それはそうなのかどうか、それもわからなくて。

○分科会長（倉部光世君） 過去の実績が結局、その2園以外、3園か、おおぞら入れて3園以外は年に20人も預かってないというのが、毎年数字が多分出ていたと思うんですけど。

15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 利用者数が1,000件なのか。おおぞらも、予算とは関係ないけど、おおぞらのところに、また、300のあるもので、利用者数というのは1,300ぐらいあって、民間でお願いをするのが1,000件だという説明で予算書ができ上がっているよというのは、それはそれで分かります。それでいいと思うんですけど、ですから、引き算をしていくと、今言ったように、2園が扱う分とその他の人たちが扱う分出てくるわけですよ。そこを聞いたかったもので、ですから、1年間間にどのぐらいリフレッシュの要望というか計画がなされているという、それで、そのうちのおおぞらは別予算ですよとってくれりゃあ、それで、残りがここに余ってくるもんかなと思うんですけど。

○分科会長（倉部光世君） 1,000はおおぞらも入れた数字でいいでしょうか。

○15番（内田 隆君） そうそう、1,000が両方に入っているのか、おおぞら入っている……。

○分科会長（倉部光世君） 竹田こども未来部長。

○こども未来部長（竹田安寛君） ざっくりな数字になっちゃって、申し訳ないんですけども、

これまでは、たしか、1年間に、多いときで2,000件とか、全部受けております。26年当時。ここ、令和元年、2年、3年ということで、1,200件とか、800件とか、790件という件数に減っています。基本的には、予算は1,000件を確保したいよということで考えていまして、そのうち、大きく受けてくれている園が、今言われた2園とあとおおぞらのほうを含めて、大体900件ぐらい枠がある。あとの残りのところは、0.5人分にするのか、ただ自園で独自でやるのかという、そういう選択をしていただいたということの中で、自主事業としてやられる園については、後日、年間の件数をある程度絞っていただいて、その中でやる。それが大体トータル的に残った100件くらいをその園でやっていただくという形の予算組みにはなっています。ちょっと、その数値が、細かい数字を言わなくて申し訳ない。考え方とすると、その形になっています。

○分科会長（倉部光世君） 補正で出てきているのは、単純に考えたら、1,000引く300の700の感じという考えでいいですかという内田委員の質問だと思うんですけど。じゃないですか。

15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） じゃあ、年間に、年間に、リフレッシュの計画が出てくるのは、全部、菊川市内全部で1,000件、1,000件でいいんだよね。

〔「そうです、はい」と呼ぶ者あり〕

○15番（内田 隆君） 1,000件だね。じゃあ、このうちのおおぞらで賄う分は大体どのぐらいなん。

○分科会長（倉部光世君） 300。

〔「300」と呼ぶ者あり〕

○15番（内田 隆君） 300。300、その300というのは、4時間以上のほうでいいね。

〔「トータル」と呼ぶ者あり〕

○15番（内田 隆君） トータルで300。1,000件のうち300で、あと700、残りが700ですね。700のうち、それじゃあ、愛育と菊川保育園で受けてくれるのは何件ぐらいなん。

〔「300」と呼ぶ者あり〕

○15番（内田 隆君） 300、300、600で、そうすると……。

○分科会長（倉部光世君） 残り100。

○15番（内田 隆君） 残り100、それでいいのか。ということでもいいわね。それで、残り100になってくると、そうすると、残り100のところは予算上、多分利用者、利用に応じて、1時間幾らとか、1日1人幾らとかって形で、補助金を交付するんじゃないかと思うだけん

が、利用された場合について。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○15番（内田 隆君） それは逆算すると、出ないのかな、金額出てない。ちょっと、その部分というのはどの、それは多分単費にならざるを得ないと思うんです。ちょっと、その分が幾らになっているのかなと思って聞いているんです。そこで初めて財源の組み分けが出てくるだけなんですが。100件分の、100件分のお金として、一般財源が必要になっているのが幾らになっているんですかという。

○分科会長（倉部光世君） もう半日で掛けていただくんですね、一時預かり。

西川こども政策課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） 1日預かっていただくと4,400円、半日で2,200円。

○分科会長（倉部光世君） 内田委員。

○15番（内田 隆君） 分かりました。2,200円掛ける100件分が単費の中で、この中に、単費。321万1,000円あるけど、その分のこの分、要するに、今の金額が単独で補助金を出している分だというふうに理解ですか。

〔発言する者あり〕

〔「予算でも、そういう一応計算はされるから」と呼ぶ者あり〕

〔発言する者あり〕

○分科会長（倉部光世君） 利用者からもお金もらって……。

〔「利用者から、また、もらえるん」と呼ぶ者あり〕

〔発言する者あり〕

○分科会長（倉部光世君） 単費で、3園以外の人に払うのが幾らになるんですかというご質問じゃない。

〔「3分の2の100件分です」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） 半日掛ける100件に、2,200掛け1,000件で。

〔発言する者あり〕

〔「22万ぐらい」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） 22万でいいでしょうか。

西川こども政策課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） 半日を、大体半日を計算しますと、100件を掛けて22万円です。

○分科会長（倉部光世君） 15番。

○15番（内田 隆君） 分かりました。じゃあ、22万のうち、個人の負担する分は幾らになるんですか。

○分科会長（倉部光世君） 利用料払っていますよね。

○子ども政策課長（西川多摩美君） はい。

○分科会長（倉部光世君） 西川子ども政策課長。

○子ども政策課長（西川多摩美君） 個人は半日1,100円の、1日は2,200円になります。

○分科会長（倉部光世君） 半分が……。

○子ども政策課長（西川多摩美君） 半分、はい。

○分科会長（倉部光世君） 単費で払う分。

○子ども政策課長（西川多摩美君） はい。

○15番（内田 隆君） 分かりました。

○分科会長（倉部光世君） よろしいでしょうか。

そのほか、この件に関して、質疑ございますか。

私から、すみません。

今、おおぞらだけになっているんですが、全園で始まるのって、いつからでしょうか。この予算等では始まるんでしょうか。

西川子ども政策課長。

○子ども政策課長（西川多摩美君） 子ども政策課長でございます。

2園の菊川保育園と愛育保育園につきましては、補正をお認めいただいた分になります。

その他の園につきましては、6月1日から、もう始まっています。

○分科会長（倉部光世君） 倉部です。6月1日からは少し利用も入っていますか。予約が。

それが皆さんに伝わっているんでしょうか。

西川子ども政策課長。

○子ども政策課長（西川多摩美君） 今、その6月1日からの分については、今ちょっと把握

しておりません。申し訳ございません。

○分科会長（倉部光世君） 利用者の方に伝わるようお願いしたい。

そのほかにごございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（倉部光世君） ないようでしたら、次の2番目の山下・内田委員の方をお願いい

たします。

14番 山下委員。

○14番（山下 修君） 譲ったわけ。

○分科会長（倉部光世君） 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。

10款7項1目の公立こども園総務費の中で、ページ数で言うと19ページ、タブレットの。寄附金の財源内容と当初予算でできなかったのはどんな理由ですか。また、購入する備品のところに「必要な備品」というような言葉が、書き方がされていましたが、具体的にどんな必要性を持って、今回補正にしてきたのか、お願いをしたいと思います。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。西川こども政策課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） 議員の質問についてお答えいたします。

寄附金の財源と内容は当初予算で計上できなかったのか。また、購入する備品と具体的な必要性はについてですが、寄附金の内容ですが、おおぞら認定園児の保護者から子どもたちの教育に役立ててほしいと寄附金の申出があり、令和4年3月10日に寄附金100万円を頂き、令和3年度一般会計のこども園指定寄附金に収納させていただいております。

当初予算で計上できなかった理由は、今、申し上げたように、寄附金の収入が3月だったため、令和4年度の当初予算に歳出として計上することができず、今回の補正予算にて計上させていただきました。

財源といたしましては、予算上の一般財源からの支出となりますが、先ほどご説明させていただいた寄附金が財源となります。また、購入する備品は折り畳み角型プール1台、自動車型遊具1台及び折り畳みテーブルの2台です。

購入する備品の具体的な必要性についてですが、プールは主に年少児が使用するもので、現在使用しているプールの劣化が激しく、水漏れ箇所もあるため、新たに購入を予定しております。

自動車型遊具は、乳児園庭には、現在遊具がないため、子どもたちの遊びの場を広げることを目的に必要な園具として設置する予定です。

折り畳みテーブルは劣化が激しく、安全に使用するためにも新規に購入を予定しております。お認めいただいた後、寄附していただいた保護者の意向に沿い、園で大切に活用させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑、15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。

現在の必要性については分かるんですけど、もし、寄附金がなかった場合のことは考えたことあるんですか。当然、絶対的に必要なものというのは、当初予算の中で寄附金があろうとなかろうと入れてかなきゃいけないというものなんですけど、そのこのところ辺は、もし、これ寄附金がなかったら、当初予算、要求したけど駄目だったとか、次年度になるまで何とか工夫して頑張るとか、そういうものってあると思うんですけど、たまたま寄附金があったからできたということより、どうしても必要なものというのは、当初予算の中で、どんどん希望として出してくる必要があると思うんです。そこら辺はいかがなんでしょうか。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。村松おおぞら認定こども園統括園長。

○おおぞら認定こども園統括園長（松村良枝君） 松村です。

○分科会長（倉部光世君） ごめんなさい。

○おおぞら認定こども園統括園長（松村良枝君） おおぞら認定こども園の松村です。

今言ったプール、汽車、テーブル等ですが、汽車に関しては、乳児のさらなる遊びの発展のためにということで今回は計上させて、寄附金でさせていただいているので、もし、ない場合でも、自分たちの環境などで工夫して行えるので、今回頂いた備品、新たに購入という形にさせていただいています。

プールに関してですが、プールとテーブルに関してですが、今、ご説明していただいたとおり、劣化が激しく、水漏れということで、何とか工夫して使える範囲だったということもありますし、今後、今、皆さんご検討いただいている、おおぞらの今後のこともありましたので、そこまでは、何とか、もたせられたら、もたせたいということで、計上はしております。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。

○15番（内田 隆君） 結構です。

○分科会長（倉部光世君） よろしいですか。このことで、関連の質疑ございますか。

[発言する者なし]

○分科会長（倉部光世君） よろしいですか。

全体通して質疑ございますか。

[発言する者なし]

○分科会長（倉部光世君） ないようですので、以上で、このこども未来部の審査を終了します。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時31分

○委員長（倉部光世君） それでは、ただいまから議会基本条例第1条第2項市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、委員間相互、委任相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委員会の自由討議を行います。

ご意見のある委員は挙手の上、発言をお願いします。今回はいろいろあるんじゃないかと思えますけども、いかがでしょうか。15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。先ほどちょっと言ったんですけども、保健体育の総務費なんですけど、いろんなところから意見をもらったり、一番最初に振興計画の日程が決められちゃって、それに伴って足りない分を加えてきて、計画書だけはその時点でやろうとするといろんなものが反映されない可能性があると思いますので、計画は計画ですので、私はもし、そのところで積み上がってきたものとか分析をしたり、意見聴取しなきゃいけないことがあるなら、計画の時期を延ばしても誰も困らないので、やはり、それでいろんなものが積み上がった形の計画書にしてほしいなと思いました。

以上です。

○委員長（倉部光世君） 今のことに関連して皆さんからいかがでしょうか。ありませんか。ここで出していただく意見というのが結構、重要だと思いますので、今までは質疑をしただけで、その後の議論というのが、結局する場がここしかありませんので、ぜひ皆さんからご意見をいただきたいと思えます。ここで意見をいろいろ出ていくと、横山委員おっしゃったような解決につながっていったりするんじゃないかなとは思いますが、いかがでしょうか。14番 山下委員。

○14番（山下 修君） 先ほど要望みたいな形になっちゃったんですけども、繰り返して言わせてもらえば、堀之内体育館につきましては、非常に庁舎のすぐ脇であって、非常に駐車場も狭いというような形で、使い勝手の悪い庁舎の駐車場になっておりますので、どこか移動を含めてここにもう少し広いスペースのものができるといったような形の構想を作っていたきたいなと思えますし、小笠のほうに関しましては、先ほど言いましたけれども、内水被害の常習地に現状のものがおりますので、補強するのかがどうなるのか、撤去されるのかとか、

そこら辺の個別計画はあるかと思えますけれども、そこら辺を考慮した体育施設にしてもらいたいし、災害時には避難所というような活用も含め、先ほど暖房とかっていう、こういう話も出てきましたので、そういう対応のできる構想にしていきたいなど。

○委員長（倉部光世君） 16番 横山委員。

○16番（横山隆一君） どうぞ。

○委員長（倉部光世君） じゃあ2番 須藤委員。

○2番（須藤有紀君） すいません。

○16番（横山隆一君） フレッシュな意見を。

○2番（須藤有紀君） 小笠体育館と総合体育館に、先ほども申し上げたんですけど、車椅子で出入りできるところが一応あるけれども1か所しかないので（発言する者あり）何かワクチン接種のときに列で車椅子渋滞が起きていたという話をちょうどおととい伺いまして、そういう事態がないように、ぜひバリアフリー化も一緒に検討していただきたいなど。

山下議員がおっしゃったように、やっぱり小笠体育館とか総合体育館があるところ、水が着くところなので、西下議員がこの前、田子重の屋上駐車場を水が出るときは臨時避難場所にさせてもらえないか。

（発言する者あり）

○2番（須藤有紀君） そういうのもあるんだったら屋上を避難場所にできるような設計で考えていただけたら、災害時も活用できるかなと思ったので、そういったバリアフリーと災害のところも含めて検討いただけたらなと感じました。

以上です。

○委員長（倉部光世君） ありがとうございます。

16番 横山委員。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、附帯決議って言うんですか、附帯決議、そうするとなかなか手続上の問題もあるんですけど、どうも教育委員会の予算というのは、いやいや、あのね、非常に当初予算とか、予算に対して、私はちょっと正直甘いと感じてるんですね。直博さんもさっきいいこと、おっしゃったように、意見ですか、質問ですかって言われてましたけど、でも、内容的には非常に重要なあれは話で、スポ審の中で個別計画、寿命化とか、これは当然作っていかにかんし、皆さんに審議、公表しなければいけないということがあるんですけど、事前に手続の問題、策定業務に入る前に、委員長も言っていましたけど、じゃあワークショップをやるのであるとか、あるいは使用団体の意見をどう聴取するかってい

う、総合的にもものを捉えながらやっぱりやっていく必要があって、その辺の手続がどうも私は緩慢なような気がするんですよ。予算の提出の仕方もそうですし、この辺は、自由討議の中で云々というよりも、やっぱりきちっとした共通意識を持つ。これは教育委員会だけではなく、横断的なやっぱり考えの基にやっていかないと、これからの予算編成にしても非常に難しいなと感じるものですから、これはどっかで精査せにゃいかんかって私はすごい強く感じますけどね。以上。

それから、もう1点、いいですか。

ちょっと。さっき内田議員が言った、地方創生交付金の扱いなんですけど、これはあくまでも交付金なものですから、非常に限定されたものになってるんですね。当初、地方創生交付金の使途というのは、対象事業というのは、100いくつかの項目に分かれて、かなり限定された対象事業だったわけですね。その中で、各市町村の中で国に対して要望が出たのが、交付金を対象事業の緩和、取扱いだったわけですね。これは各自治会を、菊川は出してないんですけど、多くの自治体から一部に対して要望が出た。その要望の中で一番多かったのが何かって言うと、要するに基金積立なんです、基金活用なんです。基金、交付金をもらって、基金に積み立てるよということができるんですけども、非常に用途が厳しい。じゃあ、さっき言った燃料費辺りは対象になるのか、ならないかって言ったときには、実はある一定の事業に対して付随したものに、関連するものであればできるんですけど、これらが今言う、じゃあ1億円、創生交付金が入ったよと。じゃあこれをどの事業に使いましょかっていうのは僕は地方会議がいろんな中で優先位を付けてくれるんですけども、これ災害時の自由裁量度っていうのが非常に低いんですね。ですから、さっき言った、一部をじゃあ1億円もらえば1,000万円を基金積立をして、柔軟に対応できるというような、そういったようなことをやっぱりしていくべきだと、私はすごく思いましたですね。

以上です。

○委員長（倉部光世君） ありがとうございます。2番。

○2番（須藤有紀君） すいませんも、2番 須藤です。

隆一議員のおっしゃったのをお聞きしていて、そう言えばと思ったんですけども、利用者へのヒアリングに関して倉部議員が質問されたときに、無作為のアンケート形式で、利用団体に関しては指定管理者が意見を吸い上げてると思うんで、そこから意見聴取をしますっていうことをおっしゃってまして、利用者に直接聞くんじゃないんだっていうのはちょっと不思議に思いましたので、無作為にアンケートを取っても使わない人はやっぱり回答はちゃん

とできないと思いますし、ちゃんと利用してる方に直接アンケートを取るように、手法を変えていただけたらなと感じました。

以上です。

○委員長（倉部光世君） 1年前ぐらいから、どうしてできないのかとすごい、ちょっと、今年変えるのを分かっていたなら、そのこの3施設についての課題がずっとあったわけなので、昨年に例えば市民のワークショップとか利用者アンケートを細かく取っていくっていうことをやってからここに本来、来るべきなのに、3月に言われたから何かやりますみたいな、本当にちょっと計画性が少ないというか、振興計画を作るに当たっての何か姿勢がどうなのか。今、予算が通って、これからやって1月までに造るって、そんなに簡単でいいのかと、とても疑問に思ってしまったので、さっきの聞かせていただきましたけど。何かその辺はしっかり言わないと、やはり体育館使ってる市民の方でずっといろいろ我慢して使ってるからいるので、いろんな意見があるかと思います。堀之内体育館に関して、山下議員がおっしゃったんですが、ここにあるっていうことで、近くて便利なのでっていう、高齢者とかの利用率、物すごい高いんですね、ここ。常葉の学生さんとかも使ったり、あと幼稚園の方も使ったりとか、高齢者が来やすい、この辺の界限の方は使いやすいっていうのがあって、これが、じゃあ急に西方に行っちゃうとどうなんだろうみたいなところもあるので、やはり利用者意見、しっかり聞いて、事業者さんが数字だけ見てポンポンって作る計画ではちょっといけないんじゃないかなとすごく感じてしまいました。

ほかにありませんか。1番 東委員。

○1番（東 和子君） 1番です。今の、その堀之内体育館の件なんですけれども、最初に部長のほうから、人口減少があつて、財政負担が課題になって冷暖房の設備っていうのもお話されてたんですけども、そうしますと、今、3つある、堀之内体育館はもちろん新しいもの造るんですけども、そのうちに今、市立体育館と小笠体育館の関係も出てくるので、やはり堀之内体育館だけを思う、見るわけじゃなくて、ほかの2つの体育館も、先ほど言った、人口減少になるのであれば、そこも関連して、やっぱり堀之内体育館を造るということも必要じゃないかなと思います。

○委員長（倉部光世君） というように、みんな意見がばらばら、違いますので、やはり市民の意見、しっかりやって、予算といろんなものと併せて、真ん中に大きいもの造るとかいろんな案が多分、あると思いますけど、そんな簡単に策定できるものじゃないと感じてしまっているのは皆さん同じじゃないかなと思いますけど。そのほかありますか。

この際、リフレッシュ。どうぞ、12番。

○12番（鈴木直博君） 今の続きなんですけど。

○委員長（倉部光世君） 先ほどちょっともう1回言っていただいて、ここにもう1回言っていただいてもいいでしょうか。

○12番（鈴木直博君） すいません、災害が起きたときの避難所としても使えるような体育館を病院の近くに造っておいたらどうかと。その効果としては、通常は病院の先生や職員の仕事が終わった後の簡単なリフレッシュということができます。それから患者さんでいくとリハビリですよ、ああいったリハビリのための体育館としても使えます。もちろん体育館としての機能もあるということで、駐車場は造って、増設をして、利用ができるように。場所的にも小笠、菊川もどっちかって言うと中間くらいの位置になりますので、両方の地域の方が利用しやすくなる。一番いいなと思うのが、2つですね。1つは補助金というんでしょうか、体育施設として補助金をもらうっていうことと、防災っていうんでしょうか、避難施設として補助金をもらうっていう、そういうことができるんじゃないかっていうのが1つです。

それから、もう1つは、忘れちゃった。いろんな活用ができるっていうことから、できるだけ病院の近くに。そうそう。2番目は、病院の近くっていうことは、お医者さんとか、看護師さんとか、それから一番大きいのが医療施設がすぐそばにある、避難所にですね。そういうことから、非常にそういう災害に対しての治療っていうんでしょうか、そういうものがしやすくなるっていう、そういう大きなメリットがありますので、ぜひそういったことも含めて今回の構想っていうんですかね、それに加えてみていただいたらどうかなと思います。

○委員長（倉部光世君） ありがとうございます。健康予防教室とかやってる健康づくりになってる方からも、菊川市は健康づくりに特化した建物がないので、すごく今、不便だっていう、もっとそっちに力を入れたほうがいいっていうご意見も出ておりますので、今のご意見は素晴らしいご意見じゃないかなと思います。

ほかにありますか。

あと、さっきのリフレッシュですが、あれも3月に入ってから、園のほうから受けられませんでいう話が出てきたんですけれども、本来であれば、100、200取ってるところが2園で、そのほか20人以下っていうのはずっと続いてきたことなので、本来ならどこかで見直しをかけて、予算のときにこういう対応を出さないといけなかったと思うんですけれども、何となく11園を普通にやってもらうのが当たり前になってきていて、申し込み、契約書類書いてく

ださいねみたいにもう何かいつものように配ったところ、園長さんたちがお断りしたっていうことが実際ですので、一度は数字を見ながら見直しをしっかりとけるっていうことをやっぱりやっていただきたいなと思いました。

そのほか皆さんからありますか。

[発言する者なし]

○委員長（倉部光世君） では、ないようでしたら。

この意見が附帯決議になるか分かりませんが、ちょっと今回の件は、委員会として意見書というものを出していったほうがいいような、この北幼稚園の件もありますけど、かなと思いますので、また皆さん、ご相談させてください。

では、以上で、自由討議のほうですね、終了させていただいて、議案第29号のうち教育福祉分科会主幹に係る項目の審査を終わります。

ただいま出されました質疑等を基に分科会長報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会にて報告させていただきます。

分科会長報告の作成は、正副分科会長に一任願います。

以上で、一般会計予算決算特別委員会教育福祉分科会で予定しておりました質疑の審査が終了しました。お疲れさまでした。

副委員長からご挨拶をお願いします。

○副委員長（横山隆一君） 慎重なるご審議、お疲れさまでした。大変いい意見が出ておりますので、またさらに実効性のあるものにしていただきたいというふうに思います。

以上で、終わります。

○委員長（倉部光世君） ありがとうございます。

○書記（伊村智子君） それでは、互礼を持って終了しますので、ご起立をお願いします。相互に礼。

[起立・礼]

閉会 午前11時49分